

第13 可動式ブースに係る消防用設備等の取扱い

I 概要

1 適用

本基準における可動式ブースの取扱いについては、「可動式ブースに係る消防用設備等の取扱いについて（通知）の一部改正について」（令和6年8月23日付け消防予第404号）を基にしたものであること。

なお、当該取扱いは、消防用設備等の設置が義務付けられている防火対象物の一部に可動式ブースが設置される場合を想定しているものであり、防火対象物の部分の過半を可動式ブースが占めるような活用をしている場合は想定していないこと。

2 用語の意義

- (1) 可動式ブースとは、天井及び壁により囲われたブースで、防火対象物の床や壁に固定（工具等で簡単に取り外すことができるものを除く。）されておらず、人が出入りして利用するものをいう。
- (2) 対象火気設備等及び対象火気器具等（以下「火気設備等」という。）とは、政令第5条第1項及び政令第5条の2第1項に規定するものをいう。
- (3) 不燃材料とは、建基法第2条第9号に規定するものをいう。
- (4) 住宅用下方放出型自動消火装置とは「住宅用下方放出型自動消火装置の性能及び設置の基準について（通知）」（平成6年3月9日付け消防予第53号（以下「53号通知」という。））に定める基準に適合するものとする。
- (5) 煙を感知する連動型住宅用防災警報器とは、法第9条の2第1項及び政令第5条の6第1項に規定するものをいう。
- (6) 易燃性の可燃物とは、危険物、指定可燃物のほか、ウレタンフォーム、綿糸、マッチ類、化学繊維等着火性が高く、延焼速度の速いもの又はそういう状態にあるものをいう。ただし、高密度に積み重ねてある紙及び布又は書物及び書類の形のものには着火性が低く、延焼速度が遅いため、易燃性の可燃物には該当しない。なお、素材が易燃性の可燃物を用いているものであっても、防災物品又は防災製品の表示が付されている

- ものにあつては、易燃性の可燃物には該当しないものとする。
- (7) 仮眠を伴わない可動式ブースとは、次のいずれにも該当しないこと。
- ア 火気設備等の使用を行うもの
 - イ 宿泊を目的とするもの
 - ウ イ以外のもので、仮眠を伴うおそれがあるもの
- (8) 仮眠を伴う可動式ブースとは、次のいずれにも該当しないこと。
- ア 火気設備等の使用を行うもの
 - イ 宿泊を目的とするもの
 - ウ ア以外のもので、喫煙その他の火気の使用を行うもの



II 細目

1 可動式ブース内のスプリンクラーヘッド又は感知器の設置について

スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の設置が義務付けられている防火対象物において、可動式ブースを設けることにより、当該可動式ブース内にスプリンクラーヘッド又は感知器の設置が必要と認められる場合であっても、次の要件を満たすものについては政令第32条の規定を適用し、これらを設置しないことができる。

(1) 仮眠を伴わない可動式ブース

ア 可動式ブースの床面積は、6 m²以下であること。

イ 次の(ア)又は(イ)のいずれかの要件を満たすこと。

(ア) 次のaからdまでに掲げる要件を満たすこと。

a 可動式ブースの天井及び壁は不燃材料で仕上げられていること。

b 可動式ブース内に住宅用下方放出型自動消火装置が設置されていること。

c bの住宅用下方放出型自動消火装置について、パッケージ型自動消火設備Ⅱ型の点検基準(該当する点検項目に限る。)の例により点検が実施され、適切に維持管理されていること。

なお、点検した結果は、消防法第17条の3の3の規定に準じて消防署長あて報告するよう指導すること。

d 次の(a)又は(b)のいずれにも該当しないこと。

(a) 当該可動式ブース内に可燃性の可燃物が存し、住宅用下方放出型自動消火装置では消火困難と認められる場合(例えば、表面が合成皮革、クッション材が主にポリウレタンで構成されており、座面(正面幅が概ね800mm以上)及び背面からなるソファ等が存する場合)

(b) 53号通知別添の「住宅用下方放出型自動消火装置の技術基準」第17条の消火試験で想定されていない方法により住宅用下方放出型自動消火装置が設置される場合(例えば、床から2.5mを超える高さに放出口が設けられる場合)

(イ) 次のaからcまでに掲げる要件を満たすこと。

a 当該可動式ブース内で火災が発生しても確実に消火できることがⅢ消火実験基準による消火実験等により確認されていること。

b 当該可動式ブース内で火災が発生しても当該可動式ブースから1m離れた場所を経由して避難する者が受ける熱量が3kW/m²未満であり、かつ、当該可動式ブースから1m離れた場所の一酸化炭素濃

度の最大値が 1,000ppm 以下であることが別紙に定める基準による消火実験等により確認されていること（(ア) a から c までに掲げる要件を満たす場合を除く。）。

c a 及び b について、建物火災に係る工学分野に関する専門性を有する大学その他の第三者機関による検証結果が存すること。

ウ 可動式ブース外部から当該可動式ブース内で発生した火災を目視できること（可動式ブースの内部及び外部直近に煙を感知する連動型住宅用防災警報器が有効に設置され、火災を感知した際に相互に連動させる等の方法により、可動式ブース内部で発生した火災及び可動式ブース外部直近で発生した火災をそれぞれ当該可動式ブース外部直近及び当該可動式ブース内部において早期に覚知できるよう措置されている場合を除く。）。

(2) 仮眠を伴う可動式ブース

ア 前 (1). ア及びイに掲げる要件を満たすこと。

イ 可動式ブースの内部及び外部直近に煙を感知する連動型住宅用防災警報器を有効に設置し、火災を感知した際に相互に連動させる等の方法により、可動式ブース内部で発生した火災及び可動式ブース外部直近で発生した火災をそれぞれ当該可動式ブース外部直近及び当該可動式ブース内部において早期に覚知できるよう措置されていること（仮眠中の使用者に対し、火災の発生を早期覚知させることについて、連動型住宅用防災警報器の警報音による場合と同等以上の性能を有すると認められる場合に限る。）。

ウ イの連動型住宅用防災警報器の設置等の方法により、可動式ブース内部で発生した火災及び可動式ブース外部直近で発生した火災を当該防火対象物における従業員等の常駐場所で覚知できるよう措置されていること。

なお、従業員等の常駐場所で覚知できるよう措置されていることの詳細例としては、常駐場所にも連動型住宅用防災警報器を設置し、可動式ブースの内部及び外部に設置された連動型住宅用防災警報器と連動させることなどを想定したものであること。

エ 可動式ブースの出入口扉に施錠装置が設けられていないこと（非常の際に外部から容易に解錠できる場合を除く。）。

オ 可動式ブース内の見やすい箇所に喫煙その他の火気の使用を禁止する旨の表示が設けられていること。

2 可動式ブース内のスピーカーの設置について

放送設備の設置が義務付けられている防火対象物において、スピーカーから8mを超える場所に可動式ブース（カラオケボックスその他これに類する遊興の用に供することを目的とするものを除く。）を設けることにより、当該可動式ブース内にスピーカーの設置が必要と認められる場合であっても、次に掲げる要件を満たすものについては、政令第32条の規定を適用し、これらの設置を要しないこととして、差し支えないこと。

(1) 次のア又はイに掲げる要件を満たすこと。

ア 仮眠を伴わない可動式ブースについては、前1.(1).ア及びウに掲げる要件を満たすこと。

イ 仮眠を伴う可動式ブースについては、前1.(1).ア及び前1.(2).イからオまでに掲げる要件を満たすこと。

(2) 次のア又はイに掲げる要件を満たすこと。

ア 当該可動式ブースの外に設置されたスピーカーによる放送について、当該可動式ブース内における音圧が65db以上となることが確認できること。

なお、可動式ブース内における音圧が65db以上とは、製品出荷前に工場等で実施した試験データではなく、当該可動式ブースを設置する現地で測定した結果であること（以下同じ。）。

イ 次の(ア)から(エ)までに掲げる要件を満たすこと。

(ア) スピーカーから第1シグナル（非常警報設備の基準（昭和48年消防庁告示第6号）第4第3号(2)ニに規定する第1シグナルをいう。以下同じ。）が鳴動した時点で、当該可動式ブース内にいる者に対し、放送設備による火災警報がなされた旨を警報音（65db以上の音圧のものに限る。）及び発光により直ちに報知できる機器等が設置されていること。

なお、警報音及び発光により直ちに報知できる機器等とは、放送設備の起動や第1シグナルの鳴動等に連動して有効かつ確実に作動すること（65db以上の音圧による警報音の鳴動及び発光の起動の状態を1分間以上継続できることをいう。以下同じ。）が実験等により確認されたものに限ることとし、その起動にあつては、省令第25条の2第2項第3号チに規定する放送設備の鳴動方式に合わせて起動するものであること。

また、当該可動式ブース内において暗騒音（BGM等の音響（ヘッドホン等から流れる音を含む。））を有する場合であっても、当該可動式ブース内の警報音以外の音の停止等を必ずしも必

要とするものではないこと。

- (イ) 当該可動式ブース内の見やすい箇所に、次の a 及び b に掲げる事項に係る表示が設けられていること。
 - a (ア) の警報音及び発光は、可動式ブースの外における火災発生を知らせるものであること。
 - b (ア) の警報音の鳴動及び発光の起動の際にとるべき行動（可動式ブース外に出て、火災の発生や避難等の要否などを確認すること等）
- (ウ) (ア) の機器等の電源は、次の a 及び b に掲げる要件を満たすものであること。
 - a 特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成 20 年消防庁告示第 25 号）第 2 第 6 号の規定の例により設けられていること。
 - b 電池以外から供給される電力を用いる場合にあつては、当該電源が停電した場合であっても、(ア) の機器等を 10 分間以上有効かつ確実に作動することが可能な状態に維持することができる容量の電池が設けられていること。
- (エ) (ア) の機器等は、点検が実施され、適切に維持管理されていること。

3 可動式ブース内の排煙口又は散水ヘッドの設置について

排煙設備又は連結散水設備の設置が義務付けられている防火対象物において、可動式ブースを設けることにより、当該ブース内に排煙口又は散水ヘッドの設置が必要と認められる場合であっても、前 1. (1) に掲げる要件を満たす仮眠を伴わない可動式ブース又は前 1. (2) に掲げる要件を満たす仮眠を伴う可動式ブースについては、政令第 32 条の規定を適用し、これらを設置しないことができる。

4 その他

- (1) 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 17 年総務省令第 40 号。以下「40 号省令」という。）により、共同住宅用スプリンクラー設備、共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備が設置されている特定共同住宅等（40 号省令第 2 条第 1 号に規定する特定共同住宅等をいう。以下同じ。）において、40 号省令第 2 条第 3 号に規定する共用室の中又は同省令第 2 条第 4 号に規定する共用部分（以下「共用部分等」とい

う。)に可動式ブースを設けることにより、当該可動式ブース内にスプリンクラーヘッド又は感知器の設置が必要と認められる場合であっても、前1.(1)に掲げる要件を満たす仮眠を伴わない可動式ブース又は前1.(2)に掲げる要件を満たす仮眠を伴う可動式ブースについては、政令第32条の規定を適用し、これらを設置しないことができる。

- (2) 40号省令により、共同住宅用自動火災報知設備が設置されている特定共同住宅等において、共用部分等に可動式ブースを設けることにより、当該可動式ブース内に音声警報装置の設置が必要と認められる場合であっても、前2に掲げる要件を満たすものについては、政令第32条の規定を適用し、音響警報装置を設置しないことができる。
- (3) 特定共同住宅等において、40号省令第2条第4号に規定する共用部分に可動式ブースを設けることにより、当該防火対象物が「特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件」(平成17年消防庁告示第2号)又は「特定共同住宅等の構造類型を定める件」(平成17年消防庁告示第3号)に定める基準に適合しなくなる場合であっても、前1.(1)に掲げる要件を満たすもの又は前1.(2)に掲げる要件を満たすものについては、政令第32条の規定を適用し、引き続き、40号省令に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等を設置しないことができる。
- (4) 40号省令が適用される以前に政令第32条の適用を受けている共同住宅についても(3)と同様とすることができる。

Ⅲ 消火実験基準

1 前提条件

- (1) 可動式ブースの内装の仕上げは、実際のものと同じの仕様とすること。
ただし、実際のものに複数の仕様がある場合は、不燃性能の低い仕様のものとする。
- (2) 可動式ブース内には、実際に収容が想定される家具を配置すること。ただし、実際の家具に複数の仕様がある場合は、発熱量が最も大きい家具（例：クッション材が主にポリウレタンで構成されたソファ）を配置すること。
- (3) 可動式ブース内の照明器具は、実際のものと同じとすること。
- (4) 可動式ブースに空調設備がある場合は、通常想定される運転状態とすること。
- (5) 可動式ブース前面の扉は開放した状態とすること。ただし、自動閉鎖装置が設けられている場合はこの限りでない。

2 実験条件及び判定基準

2-1 前Ⅱ. 1. (1). イ. (ア) a から c までに掲げる要件を満たしている可動式ブースの場合

(1) 実験条件

ア 試験は、屋内の試験室内で実施すること。

イ 着火箇所は、発熱量が最も大きい家具等の最も速く延焼が拡大すると想定される箇所（例：ソファ座面の背もたれ側）の1箇所とし、助燃剤として、ノルマルヘプタン（50ml）を染み込ませた綿ウエスを用いること。

(2) 判定基準

着火の確認から20分以内において、有炎現象が認められず、かつ、その後5分間はその状態が継続すること。

2-2 2-1以外の可動式ブースの場合

(1) 実験基準

2-1(1)の例によるほか、次によること。

ア 熱量を計測する箇所は次に掲げる部分から1.0m離れた位置で、かつ、床面から高さ1.5mの位置に設定すること（別図1参照）。

(ア) 可動式ブース内を目視できる部分が存する面（光が透過する面を含む）の中心

(イ) 出入口扉（自動閉鎖装置が設けられている場合を除く）の中心

イ 一酸化炭素濃度を計測する箇所は、開口部（出入口扉（自動閉鎖装置が設けられている場合を除く）・排気口等）の中心から1.0m離れた位置で、かつ、床面から高さ1.8mの位置に設定すること（別図2参照）。

ただし、出入口扉が自動閉鎖装置により閉鎖されており、かつ、排気口が可動式ブースの屋根部分にある場合で、当該排気口の直近において計測する場合は、これによらないことができる。

ウ ア及びイの計測は、実験の終了まで継続して行うこと。

(2) 判定基準

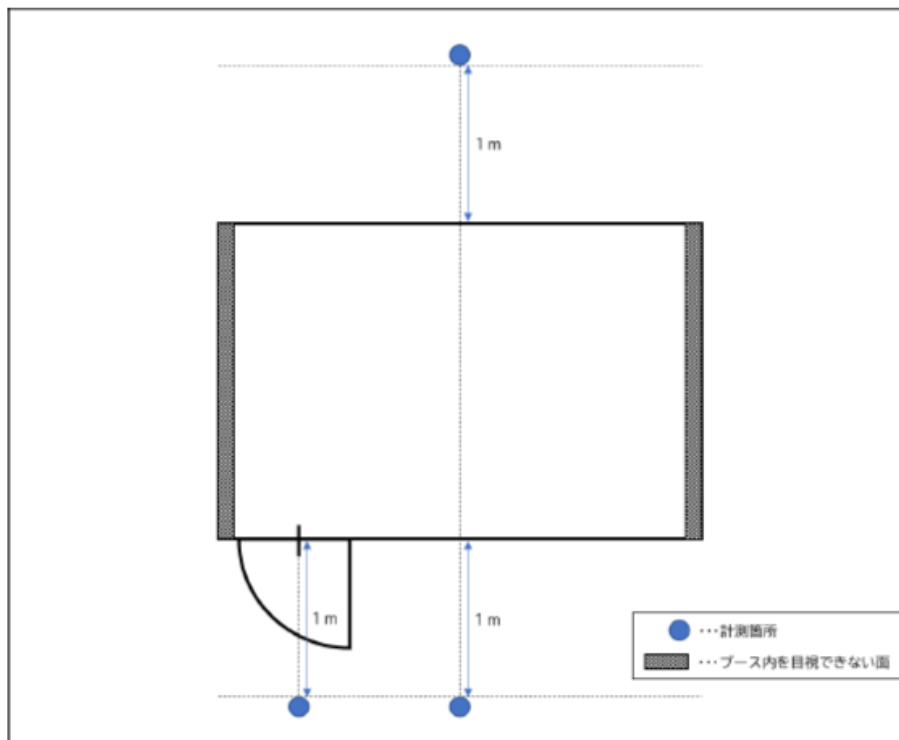
ア 着火の確認から20分以内において、有炎現象が認められず、かつ、その後5分間はその状態が継続すること。

イ アの間は、熱量が $3\text{kW}/\text{m}^2$ 未満で、かつ、一酸化炭素濃度の最大値が1,000ppm以下であること。

3 その他

実験を実施していない可動式ブース（以下「実験未実施可動式ブース」という。）のうち、当該可動式ブースよりも床面積が大なる可動式ブース及び小なる可動式ブース（実験未実施可動式ブースと仕様（内装の仕上げ、家具、照明器具、空調設備、扉及び消火装置等）が同一のものに限る。）が、2に定める判定基準に適合している場合は、実験を実施せずとも当該判定基準に適合しているものとして取り扱うことができる。

別図 1



別図 2

